



平成28年度各務原市社会福祉事業団職員採用試験要項

この試験は、平成29年度の採用者を決定するために行うものです。

1. 職種・採用予定人員・職務内容・受験資格

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
生活支援員等	2名	主に、障がい者福祉サービス事業において、利用者支援を行う業務	・昭和32年4月2日以降に生まれた者
保育士又は児童指導員	1名	主に、児童発達支援センター（事業）において、保育を行う業務	・昭和32年4月2日以降に生まれた者 ・「保育士」資格、又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に規定する「児童指導員」の資格を有している者又は平成29年3月末までに当該資格を取得見込の者

・上記試験区分のうち1つのみを選ぶこと。（複数受験することは不可）

・次に該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 受付期間

① 窓口受付の場合

7月19日（火）～8月25日（木） 午前8時30分～午後5時15分

② 郵送受付の場合

7月19日（火）～8月24日（水） 必着。

（土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けできませんので、ご注意願います。）

3. 受験申込手続

① 所定の申込書と受験票に写真をはって各務原市社会福祉事業団事務局（福祉の里内）に提出し、受験票に検印のうえ交付を受けること。

② 「保育士又は児童指導員」の受験者のうち、いずれかの資格を有している者は、資格証明書の写しを添付すること。

③ 郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、所定の申込書と受験票に写真をはり、82円切手をはった宛先明記の返信用定型封筒（長型3号）を同封して、一般書留又は簡易書留で送付すること。（郵送の場合は8月24日（水）必着）
宛先：〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 各務原市社会福祉事業団事務局

④ 申込書に記載不十分なものや写真の小さなものは受理しません。

⑤ 受験に対しての提出書類は返却しません（当方で廃棄します）。

4. 試験の期日・場所

試験	科目	期日	試験会場
第1次	適性検査 小論文 一次面接	平成28年9月18日(日)	各務原市福祉の里
第2次	二次面接	10月中旬	各務原市福祉の里

☆第2次試験の日程等については、第1次試験合格者に通知します。

5. 試験の方法・内容

試験	科目	内容
第1次	適性検査	社会福祉事業の従事者としての適性を判断する検査
	小論文	テーマは試験当日発表
	一次面接	集団又は個別面接による人物・適性等の総合判断
第2次	二次面接	個別面接による人物・適性等の総合判断

6. 合格発表

発表日		発表方法
第1次試験	9月下旬	各務原市福祉の里の掲示板、事業団ホームページ上に 掲示するとともに、合格者のみに郵送
第2次試験	10月下旬	

7. 待遇等

- (1) 初任給(平成28年4月1日現在)は、大学卒 175,400円、短大卒 163,600円(地域手当を除く。)です。資格(介護福祉士等)、職歴等がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- (2) 昇給は、原則として年1回です。
- (3) 諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。
- (4) 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。
- (5) 業務上必要がある場合は、就業場所又は業務内容の変更、職種変更を命じることがあります。

8. 各務原市社会福祉事業団の概要

各務原市社会福祉事業団は、各務原市が設置する社会福祉施設各務原市福祉の里、虹の家・友愛の家(就労継続支援事業B型)、高齢者生きがいセンター福田園、どんぐり(障がい者相談支援事業)の運営を行う社会福祉法人です。

各務原市福祉の里は、つくし(児童発達支援センター)、たんぼぼ(児童発達支援センター)、あすなろ(生活介護事業)、ぽぷら(生活介護事業)、さくら(児童発達支援事業)、支援センター等からなり、その全ての施設が通所形式をとる複合社会福祉施設です。

採用に関する問い合わせ先・郵送による申込先 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 事務局 〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 電話 (058) 370-7500

※各務原市社会福祉事業団ホームページ(<http://kakamigahara-fukushi.or.jp>)からも申込書などを取り出すことができます。